

児童手当について

児童手当

児童手当は、家庭における生活の安定と次代の社会を担う児童の健全な育成のため、児童を養育する方に支給されます。

〔手当を受けられる方〕

就学前の児童を養育している方で前年の収入が一定額未満の方。

〔手当の額〕

6歳到達後、最初の3月31日までの間にある児童で第1子・第2子は5,000円、第3子以降は1人に付き10,000円。なお、手当は毎年2月・6月・10月にそれぞれ前月分までが支給されます。



児童扶養手当

児童扶養手当は、父親のいない児童（父親が重度の障害にある場合も含む）の母親や、母親に代わってその児童を養育している方に対して手当を支給する制度です。（8月に現況届が必要です）

〔手当を受けられる方〕

「父親が婚姻を解消した児童」「母親が婚姻によらないで妊娠した児童」等（他にも支給要件あり）に該当する児童の母親、母親に代わってその児童を養育している方。

特別児童扶養手当

特別児童扶養手当は、20歳未満で心身に障害のある児童のために、その父親または養育者に対して手当を支給する制度です。（8月に現況届が必要です）

◎各手当に関する詳しいお問い合わせは、役場町民課福祉係まで
(☎ 57-1111内線234)

保健師メモ

食中毒のあれこれ

この時期、湿気や高温で食品が傷み食中毒が発生しやすいくなります。今回は代表的な食中毒菌について紹介します。

〔サルモネラ食中毒〕

サルモネラ菌は、広く自然界に分布し、ペットなども保有しています。食肉・卵などが主な原因食品で、食べてから半日から2日間で吐き気や腹痛が起こり風邪のような発熱や下痢を引き起こします。食品の加熱や熱湯での殺菌、ペットを触ったら手をよく洗うことが大切です。

〔腸炎ビブリオ食中毒〕

細菌性食中毒の中でも発生件数が多く、海水や泥の中に潜み、夏になると集中的に発生します。生食用魚介類のさしみなどから感染し、繁殖能力が優れています。熱には弱く100℃では数分で死滅し、低温、真水にも弱い性質があります。食べてから10〜24時間で激しい腹痛と下痢が起こ

り特に腹痛は激痛を伴います。食品の加熱や5℃以下の低温保存、真水で洗うなどが有効です。

〔ブドウ球菌食中毒〕

ブドウ球菌は健康な人の皮膚などにもいますが食中毒をおこすのは、汚染された食品の中で毒素を作り出すときだけです。ただしいろいろな食品の中で増殖し、毒素は熱や乾燥にも強い性質があります。食べてから3時間以内に吐き気や嘔吐が起こり、ほとんどが1日程度で回復しますが脱水症状を引き起こす場合もあります。調理者が手を消毒するなどの衛生管理が大切で、手に傷がある場合などは調理しないほうが効果的です。

〔その他〕

平成8年には腸管出血性大腸菌O-157が発生するなど、食中毒による危険性は増しています。食品の取り扱いには十分注意してください。

〔詳細については〕

役場町民課保健師まで